

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の 制定について

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

東近江市コミュニティセンター条例（平成17年東近江市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表東近江市立湖東コミュニティセンターの部研修室1の項及び調理室の項中「200円」を「350円」に改め、同部和室の項中「350円」を「200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

東近江市立湖東コミュニティセンターの使用料を変更したく、本議案を提出するものである。